

インボイス制度に関する個別相談会

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。この制度の内容を知らずに今まで通りの取引・帳簿記録を行っていると、納める消費税の額が増えてしまう恐れがあります。また、消費税の納付が免除されている免税事業者との取引も対応策を考えなければなりません。この制度について税理士による個別相談会を実施いたします。普段疑問に思っていることや、お悩み等を解決されませんか。こちらの相談会は無料となっております。お気軽にご利用ください。

日時 令和5年5月17日(水)・6月14日(水)・7月19日(水)
※全日程 9:00～16:00

ご相談時間は、1社1時間

場所 旭川商工会議所 4階集会室(旭川市常盤通1丁目)

定員 1日6名(予約制)

参加費 無料

内容 インボイス制度の概要説明、導入支援など

対象 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

持ち物 直近1期の決算書・売上台帳



【お申込み・お問合せ先】旭川商工会議所 経営支援課 TEL 22-8414 FAX 22-2600

◆下記参加申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込み願います。電話でも申込受付いたします。

-----以下をご記入ください-----

『インボイス制度に関する個別相談会』 参加申込書

令和5年 月 日

事業所名		住所	
電話番号		FAX番号	
役職		参加者名	
希望日時	第1希望	第2希望	第3希望
	月 日 時	月 日 時	月 日 時

※FAXでのお申込の場合、受領後3営業日以内に、こちらから参加日時の確定連絡をいたします。